

令和5年度第1回 市民参加制度審査会 会議録

日時 令和5年8月18日(金)

15時00分～17時10分

場所 市役所5階 第2会議室

出席者 牧瀬 稔会長

石田 晴美委員 釧持 麻衣委員

中野 良一委員 熊倉 武夫委員

欠席者 安達 健委員

事務局 市民協働課 新倉 良枝課長、西 久美子係長、今野 仁介主事

【市民協働課・今野仁介主事】 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

これより令和5年度第1回の逗子市市民参加制度審査会を開催いたします。

進行いたします市民協働課の今野です。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、会議の成立要件を確認いたします。本日、安達委員よりご欠席のご連絡をいただいておりますので、定数6名に対しまして、オンライン含め5名参加いただいております。したがって、過半数を超えておりますので、本審査会が成立しますことをご報告いたします。

それでは、市民協働課長の新倉よりご挨拶いたします。

【市民協働課・新倉良枝課長】 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

この4月から市民協働課長となりました新倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、審査案件がかなり多いということで、膨大な量の資料を送らせていただきましたが、皆さんお時間をいただいて、ご覧いただけたことかと思っております。ありがとうございます。

今回、案件が多い要因といたしましては、昨年度、総合計画の改定に伴いまして、それにひもづいていた計画のほとんどが改定の時期を迎えたということもありまして、たくさんの案件が出ているということも1つ挙げられます。ぜひご協力いただいて、スムーズに進められればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から様々な視点で審査をいただきまして、市民参加の機会を積極的に確保できるように努めていければと思っておりますので、ご意見、アイデア等よろしくお願ひいたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【市民協働課・今野仁介主事】 それでは、資料の確認をいたします。

本日使用する資料は、事前郵送しましたひもとじの厚い資料、こちらと席上に配付しております資料4枚です。スケジュール表と次第、そして案件一覧表、両面のものです。あとは、最後に審査表となります。

あとは加えて、差し替え資料がございまして、2番の高齢介護課と15番の防災安全課になります。それぞれ調査書のほうと概要の追加というところでご承知おきいただければと思います。

あわせまして、こちらの審査表に関しましては、こちら案件の適当、不適当をチェックいただきまして、コメントをいただいて最後回収させていただきますので、Z o o m参加の皆さんにおかれましても、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

そうしましたら、審査案件の概要をご説明いたします。

本日、案件が21案件、多くございます。まず、評価案件、調査書3のほうは15件、そして調査書1、審査案件のほうは6件ございます。全体として案件が多くなっておりますので、1案件5分程度で考えております。担当課の説明が3分程度、そして委員の皆様からのご質問が2分程度というところを考えておりますので、ご協力いただければと思います。進行状況によっては、手元のベルのほうで合図をさせていただきますのでお願ひいたします。

また、重ねてのお願いになります、本審査会の所掌事務ですが、各事業の事業内容そのものの評価ではなく、各案件の市民参加の手続きの審査となります。パブリックコメント、市民説明会等の手続きの部分に着目していただきますようご協力をお願いいたします。

私のほうからの説明は以上になりますので、早速会長に進行をお願いいたします。

【牧瀬稔会長】 では、私のほうでこれから司会進行を進めていきたいと思ひます。

5分間ということですので、ひとつよろしくお願ひいたします。

では、進めていきたいと思ひます。1番目の案件です。市民協働課さんからよろしくお願ひします。

【市民協働課・西久美子係長】 よろしくお願ひいたします。

逗子市地域活動センター条例の一部改正についてご説明いたします。

市民参加の対象事項の区分は4号に該当いたします。

事業の概要としましては、市内に15館ある地域活動センターのうち、南ヶ丘自治会館を廃止

するものです。南ヶ丘自治会館については、昨年耐震基準を満たしていないことが判明いたしました。昨年12月に判明してから、それ以降、会館指定管理者でもあります南ヶ丘自治会の役員の方々と複数回協議を重ねてまいりまして、本年7月、先月廃止をすることを決定いたしました。

南ヶ丘自治会館は、南ヶ丘西公園という公園の中に建設をされておりまして、万が一、地震等で倒壊をしてしまいますと、公園を訪れている方がけがをしてしまうというおそれもあるために、本事案については急務であると市民協働課としては考えております。

市民参加の方法はパブリックコメントと説明会で、別紙のとおり実施スケジュールを予定しております。

説明会は、南ヶ丘自治会館に近接しております同じ小坪地区にあります小坪小学校区コミュニティセンターで実施をいたします。説明会は1回のみで開催ではありますが、これまでの間、地元の自治会ですとか小坪小学校区住民自治協議会の皆様に対して説明を行ってまいりましたので、近隣の市民の方々への周知は一定進められているものと考えております。

本件につきましては、結果として本審査会へのお諮りが事後となってしまいましたけれども、緊急性が高い事案であるということをご理解いただければと思います。

説明は以上です。

【牧瀬稔会長】 ありがとうございます。

こちらにつきまして、委員の皆様の方から質問、あるいは要望があれば、よろしく願いいたします。どうでしょうか。

石田委員、お願いいたします。

【石田晴美委員】 ご説明ありがとうございます。

今のご説明で、明日予定されている説明会だけではなくて、近隣住民の方にも既に説明されているということですね。それでしたら、ぜひどこか調査書の備考のところに、明日の説明会だけじゃなくて、かなり説明を行ってきたということを記載いただければと思います。

【市民協働課・西久美子係長】 承知いたしました。ありがとうございます。

【牧瀬稔会長】 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

では以上となります。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

【市民協働課・西久美子係長】 ありがとうございます。

【牧瀬稔会長】続きまして、高齢介護課のほうから、こちらも審査ですね。お願いいたします。

【高齢介護課・金明夫課長】高齢介護課です。

調査書1をご覧ください。

市民参加の対象事項の名称は、逗子市デイサービスセンターの廃止です。

池子の高齢者センターに隣接するデイサービスセンターは、平成4年に完成し、指定管理者制度等を利用して市がデイサービス事業を実施してきました。一番下の備考欄に記載しておりますが、平成12年から始まった介護保険制度により、市内には民間のデイサービス施設が多数開設され、市としてデイサービス事業を実施していく必要は薄れてきました。平成29年に指定管理者である法人の事業運営上の理由により、池子デイサービスセンターは休止となり、その後も先ほど述べました理由により、新たな指定管理者の募集は行っておりません。そこで、事業概要の欄に記載のとおり、今後も市がデイサービス事業を運営しないことから、デイサービスセンターを廃止するものです。具体的には逗子デイサービスセンター条例及び関連規則を廃止します。

実施する市民参加の方法ですが、記載のとおり、高齢者福祉に知見を有する専門家及び公募市民が参加していることから、高齢者保健福祉計画懇話会にて市民参加を行い、広く市民の意見を聞くためにパブリックコメントを実施します。

付表のほうをご覧ください。

パブリックコメントの周知方法、閲覧場所は記載のとおりです。

パブリックコメントは9月19日から10月19日まで実施の予定です。

懇話会につきましては、本日卓上に付表と懇話会名簿の訂正版を配付しておりますが、公募市民の数は3人、審議会の全体人数は15人、公募市民の割合は20%と。

また、懇話会の開催日を9月1日に変更いたしました。

懇話会名簿は本日配付しました訂正版のとおりです。

また、スケジュールにつきましては、提出した資料のとおりです。

以上で説明を終わります。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

こちらにつきましてご要望、あるいはご意見あればいただきたいと思っております。どうか。

特によろしいですか。

市民参加はできているような気がしますので、よろしいですか。

以上でこちら審査は問題なしにしたいと思います。どうもありがとうございました。

【高齢介護課・金明夫課長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】続きまして、国保健康課さんのほうから審査ですね。よろしく願いいたします。

【国保健康課・有賀研人係長】国保健康課の有賀と申します。

私のほうから、国保健康課の対象案件となります逗子市自殺対策計画の策定についてご説明をさせていただきます。

こちらの計画につきましては、本年度が改定年度となっております、誰も追い込まれることのない社会の実現を目指しまして、国の新たな自殺大綱の内容を踏まえつつ、地域の実情や課題を検討した計画を策定するといったものになります。

実施する市民参加の方法としましては、パブリックコメントと懇話会を予定しております。

パブリックコメントにつきましては、広報1月号に掲載をした上で、1月から2月にかけて実施をすることとしておりまして、懇話会につきましては、メンバーが10名、公募市民が2名というような形になっておりまして、今年度についても10月と12月、計2回の開催を予定しているものになります。

以上が概要説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

では、こちらにつきまして、ご意見いただきたいと思います。どうでしょうか。

こちらよろしいですか。

以上でこちらもおしまいにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

【国保健康課・有賀研人係長】ありがとうございます。

【市民協働課・今野仁介主事】事務局からすみません。次の所管の都市整備課の担当者を呼んでおりますが、前倒しで5番の情報公開課の案件を先にご説明できればと思いますので、よろしく願いいたします。

【牧瀬稔会長】5番目の案件をやっていくということですね。

【市民協働課・今野仁介主事】はい。

【牧瀬稔会長】では、情報公開課さん、よろしく願いいたします。

まず、5番目が評価案件ですね。お願いいたします。

【情報公開課・栗原達也課長】情報公開課、栗原です。本日、よろしくお願いいいたします。

それでは、5番、情報公開課、個人情報保護条例の改正についてご説明をさせていただきます。

こちらは評価案件でございます。

個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、地方公共団体の個人情報保護制度が、改正後の法律において全国的な共通ルールの適用を受けることとなりまして、各自治体が従来独自で定めておりました条例を廃止し、この法律において独自で定めることができること、必要がある項目について、新たに個人情報保護の条例を制定したものでございます。

制定に至るまで個人情報保護運営審議会を5回開催し、パブリックコメントの実施をいたしました。その後、令和4年第4回市議会定例会で議決を経て、令和5年4月1日より条例の施行をさせていただいております。

こちらの案件につきましては、令和3年度にご審議をいただいた際に、市民委員の任期が多選である旨ご指摘をいただきました。現在、審議会の委員の任期が2年となっております。現在、2年目ということですので、来年度改選がございますが、その際には新たな市民委員を公募させていただくこととしております。

以上でございます。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

こちらにつきましてご意見、ご質問等いただきたいと思っております。どうでしょうか。

よろしいですか。

お願いします。

【熊倉武夫委員】情報公開課のこの事案に限らないですけれども、公募の市民委員に関して、全員同時に一気に交代という形になる審議会って多いのでしょうか。できるだけ前年度やられた方が数名残って新たにメンバーを迎え入れるという形が好ましいと思いますが、この事案だけではないですけれども、そういう形にはされる考えはないのですか。

【牧瀬稔会長】それは、事務局のほうですね。

【市民協働課・今野仁介主事】はい、事務局から補足いたします。

公募市民の取りまとめを担当しているのが市民協働課というわけではないですけれども、考え方として、やはりおっしゃるとおり一気に交代してしまうと、会議に参加される公募市民の方の理解度にも関わってきますので、担当課がそれぞれで上手く会議が運営できるよう配慮しているというのが現状となります。

【牧瀬稔会長】 よろしいですか。

【熊倉武夫委員】 はい。

【牧瀬稔会長】 こちらの今、ご説明のあった情報公開課さんにつきましては、どうでしょうか。お願いします。

【中野良一委員】 このパブリックコメント、1人1件というのは、内容は教えていただけるかどうか分からないですけれども、これに対する評価というか、個人情報保護条例は市民にとって関心の強い、内容だと思えますけれども、これに対して1人1件のコメントで、それをもって市民の意見を十分案に反映できていると考えられていますか。ご自身たちの評価を聞きたいです。

【情報公開課・栗原達也課長】 はい。分かりました。

今回、おっしゃるとおり1件コメントのほうをいただきまして、内容は記載されているとおりますが、いわゆる今回のパブリックコメントの対象外の内容についてのご意見ということでしたので、いわゆるこの法改正には特に載せていただくが、参考として伺ったということでございます。

【中野良一委員】 あまり市民は関心がないのかなというふうなお考えなのでしょうか。

【情報公開課・栗原達也課長】 いわゆるこの条例で制定できる部分、いわゆる法律の法施行条例のような形に今回の条例がなっておりますので、そもそもあまり大量のことを条例に盛り込むことができませんでした。ですので、そういう背景もあったのかなというふうには思っております。

【中野良一委員】 分かりました。

【牧瀬稔会長】 ほかによろしいですか。市民参加の手続きは問題ないと思いますので、こちらは1回終了します。

【牧瀬稔会長】 今度6番目ですね。6番については、今度は審査になりますので、よろしくお願いいいたします。

【情報公開課・栗原達也課長】 引き続きよろしくお願いいいたします。

こちら情報公開条例の改正について、審査案件でございます。こちら調査書資料に沿って説明をさせていただきます。

市民参加の対象事項の区分は、条例第7条第1項第2号に該当いたします。

概要といたしましては、先ほどご説明をいたしました個人情報の保護に関する法律の改正に

伴って、個人情報保護条例の改正を昨年度させていただいたのですが、これに伴い、個人情報保護条例と情報公開条例との間に差異が生じたことから、制度間の調整を図るに当たりまして、本年度情報公開条例を改正するものでございます。

実施する市民参加の方法といたしましては、パブリックコメントと審議会でございます。

情報公開運営審議会委員名簿と条例改正のスケジュール案を資料として添付させていただいております。情報公開運営審議会の委員は7名で構成されておりまして、うち5名が公募市民委員となっております。

スケジュールにつきましては、既に5月に情報公開運営審議会を1度開催しておりまして、その中で条例改正に関する項目について整理をしており、10月に開催予定の同審議会で諮問をさせていただいて、答申をいただく予定です。その後、パブリックコメントを実施する予定です。

パブリックコメントの実施予定としては、令和5年11月22日から令和5年12月21日までを予定しており、令和6年度第1回定例会に条例案を上程し、令和6年4月1日施行を考えております。

以上でございます。

【牧瀬稔会長】 ありがとうございます。

では、こちらにつきましてご意見、ご質問等あればいただきたいと思っております。どうでしょうか。

【中野良一委員】 この名簿のところ、何期というのがありますけれども、公募市民の多選という問題に対して、これはどうなんでしょうか。

【情報公開課・栗原達也課長】 明確に何期までという決まりが情報公開のこちらの審議会にはございませんが、4期までは一応今までの例としてお願いをしているところでございます。こちらが任期が2年ということで、今年度新たに開催をしておりますので、今年度、来年度に関しましてはこの任期でさせていただきますので、7年の時点で、4期の方の部分は公募させていただきます。予定でございます。

【牧瀬稔会長】 ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

では、以上でこちらは終わりたいと思っております。どうもお疲れさまでした。

【情報公開課・栗原達也課長】 ありがとうございます。

【牧瀬稔会長】 では戻りましてナンバー4です。都市整備課さんのほうになります。こちらは

審査になります。

【都市整備課・津金直也係長】 よろしく申し上げます。都市整備課になります。

【牧瀬稔会長】 では、申し上げます。

【都市整備課・津金直也係長】 そうしましたら、調査書1に基づきまして、内容のご説明をさせていただきます。

市民参加の対象事項の名称としましては、都市機能の整った快適なまち推進プランの見直しということで、総合計画実施計画の4節4項、都市機能が整った快適なまちに基づいたプランの見直しとなります。

市民参加の対象事項の区分としましては、第7条第1項第1号に基づいて行う予定です。

事業の概要としましては、中期実施計画が昨年度策定されましたので、それに基づきまして、個別計画の見直しを行うというところです。

実施する市民参加の方法としましては、パブリックコメントと懇話会となっております。

添付資料としまして、推進懇話会の出席者名簿と今年度のスケジュールをつけさせていただいております。

実施する市民参加のほうを選択した理由としましては、本計画において、快適なまちの推進に関し広く市民、関係者から意見を求めるためとなっております。

調査書1の付表のほうのご説明ですけれども、懇話会としましては、開催日が1回しか書いていませんが、もともと7月に行う予定が時期がずれてきて、来週の月曜日に行う予定ですので、8月21日月曜日、2時間、市役所会議室で第1回を行いまして、第2回に10月26日木曜日、2時間行う予定になっております。

審議会の全体人数としましては11人で、公募市民の数は3人となっております。

2回の懇話会の後、パブリックコメントを実施しまして、意見をいただくという形になっております。

以上です。

【牧瀬稔会長】 ありがとうございます。

こちらにつきましてご意見、ご質問等いただきたいと思っております。どうでしょうか。

【熊倉武夫委員】 懇話会の名簿で、池子の市民が入っていなかったり、地域がちょっとぼらつきがあるような感じがするんですが。

【都市整備課・津金直也係長】 池子の住民協のほうがようやくメンバーの方が決まりまして、来週の月曜日に行う懇話会については参加をさせていただく予定になっております。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

では、こちら終了いたします。どうもありがとうございました。

【都市整備課・津金直也係長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】続きまして、ナンバー7、8、9まちづくり景観課さんのほうから進めていきたいと思えます。

まずは評価のほうですね。よろしくお願ひします。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】まちづくり景観課長、三澤と申します。よろしくお願ひします。

それでは、まちづくり景観課の評価案件2件、審査案件1件の合計3件のうち、最初の評価案件、逗子市まちづくり条例の一部改正についてご報告いたします。

添付資料を併せてご覧いただければと思ひます。

逗子市まちづくり条例では、市民発意のまちづくり計画の策定及び個別の開発事業の公聴会請求において、地域住民等の成人の署名要件を設けております。この成人年齢が令和4年4月1日から、民法の改正により20歳から18歳に引き下げられたことを受け、まちづくり条例の記述も併せて改正いたしました。

また、もう1点は、法律名称の変更に対応したものです。具体的には、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改名され、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することになりました。この改正のために、市民参加の手続きとして、後述するメンバーによるまちづくり審議会で昨年8月26日に審問し、翌9月16日から1か月間パブリックコメントを行いました。これに関する意見はありませんでした。

諮問した逗子市まちづくり審議会のメンバーですが、名簿にあるとおり学識経験者が4名、市民5名からなる9名の委員により構成されております。本件につきましては、令和4年度第4回定例会に上程し議決をいただき、令和4年11月29日に改正することができました。

以上がまちづくり条例の一部改正に関する報告になります。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

では、今のご説明につきましてご質問、ご意見等ございましたらお願ひいたします。よろしいですか。こちらは手続を経ているということで適当かと思ひます。

では、続きまして、ナンバー8です。今度は評価、これもお願ひいたします。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】評価案件2件目の土地利用に係る3条例等の改正についてご説明します。

本市では、令和4年から自然環境の保全を目的とした逗子市の良好な土地環境をつくる条例を施行し、以降、平成14年からは計画的なまちづくりを目的とした逗子市まちづくり条例を、平成18年からは国の景観法に基づく逗子市景観計画及び逗子市景観条例をそれぞれ施行させ、それらを複合的に運用することにより、秩序ある住環境の形成を図ってまいりました。

しかし、既に開発するエリアはほとんどなく、都市としての成熟期を迎えた今般、人口減少社会や価値の多様化に対応するため、限られた市街地の質の向上を図り、魅力的な住環境を形成していくことを目的に土地利用に係る3条例等の見直しをすることになりました。

改正内容の詳細については資料のとおりですが、条例の役割の整理や緑化基準の見直し、駐車場基準の見直し、手続の合理化などを行いました。

この手続として、昨年6月19日に市民説明会を開催し、9名の参加をいただき、7月4日からは1か月間のパブリックコメントを実施し、8名の方から38件のご意見をいただきました。

なお、パブリックコメント期間中は、分かりやすいように説明会の内容をYoutube配信する工夫を行いました。

審議会等として、4つの外部諮問機関を記載しております。学識者5名、市民5名で構成する景観審議会、学識者5名による景観審査委員会、学識者4名、市民5名によるまちづくり審議会、学識者5名による環境影響評価委員会です。

なお、このうち2つの委員会は、主な目的が個別の開発事業を審査する専門的な委員会のため、学識者のみで構成されていることを申し添えます。

スケジュールに戻りますが、昨年9月の市議会に上程し議決をいただいたことから、年末12月に施行することができました。

以上でご報告を終わります。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

では、こちらにつきましてご質問等ございましたら、お願いいたします。

【熊倉武夫委員】市民説明会、今回は非常に活発になって質問多くあったみたいですが、十分に市民の理解は得られたというふうにお考えですか。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】はい。一部反対をされている方もいらっしゃいましたが、丁寧の説明をして理解を得られたと認識しております。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

お願いします。

【釵持麻衣委員】すみません。今の市民説明会のところ、資料4を拝見していて、今回パブリックコメントではないですが、質疑応答のところの8番から9番、参考意見というふうに簡単に終わっている部分が少し気にかかったところでして、実際にその会議の場においても、もう参考意見ですと一言で終わってしまったのか、実際にはもうちょっと説明があったのか。もし説明があったのであれば、会議録においても示していただいたほうがいいのかなというふうに思いました。

以上です。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】条例改正に直接関連する内容でないため、参考意見とさせていただきますという回答をその場でしております。

【牧瀬稔会長】釵持委員、よろしいですか。

【釵持麻衣委員】そうですね。どういうふうな観点での参考意見だったのかというところは示していただいたほうが分かりやすいかなというふうに思いましたので、今後、書いていただければと思います。

以上です。

【牧瀬稔会長】よろしいですか。

【熊倉武夫委員】私の読み込みが足りない場合は本当に申し訳ないですが、各個別の意見に対してどう対応するということは書いていないんですか。

【牧瀬稔会長】パブコメですか。

【熊倉武夫委員】いや、審議会の議事録を見て、これに対してどのように対応したという部分の話です。私が読み込めていないのかもしれませんが。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】対応が書いていないという、そういう意味ですか。

【熊倉武夫委員】これに対して、どういうふうに議事の進行のプロセスがあって、それに対して、まちづくり景観課として、答えた内容とか、そういったものは別に書いていますか。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】会議録となっているもので、提出するものについては回答があると思いますけれども、いわゆる議事概要とさせていたいただいているところについては、あくまでもいただいた意見の集約にとどまっているので、ここで1件1件それに対して、こうだこうだという回答を議事概要にまでは載せていないということになると思います。

【牧瀬稔会長】議事概要しかありませんので、読めない状況だと思いますけれども、議事録には多分事務局の見解があるのではないかなという気はします。これ添付資料は議事概要でした

つけ、議事録でしたつけ。

【市民協働課・今野仁介主事】市民参加制度審査会で審議いただく際の会議資料ということでお伝えしますと、担当課に対しては現時点で作成しているもので会議の概要が分かるものを提出してくださいという形の整理しております。といいますのも、あくまで審査いただくにあたって、委員の皆様にご理解いただくことが趣旨となっております、担当課が「会議録の作成に関する指針」に基づき反訳で会議録を作成している場合、主に会議での大きな決定事項等を議事概要としている場合等、様々な状況がございますので、今あるものをもらったうえで会議資料にしているというところです。

【牧瀬稔会長】分かりました。

【熊倉武夫委員】例えば議事概要の中で、いろいろな委員からの個別意見で、提案とか何かが行われたということはないということですか。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】提案があつて、それを反映しているものも当然ありますし、反映していないものも、合理的な理由があつて反映していないものも幾つかあります。

【熊倉武夫委員】議事概要なんていうのは、一般市民は見られないから、あえて載せていただければすごく親切だなと。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】市の情報としては、ホームページ上で載せているのは、あくまでもまちづくり景観課に限って言えば議事録になります。議事概要というのは、どちらかという事務的に、我々が市民からこういう意見をいただいたというのを残したいから作っているような性質がありますので、なかなか市の回答まではちょっと書き切れていないというのが現実だと思います。

【熊倉武夫委員】議事概要というのは、僕らのイメージだと、議事録の抜粋という感じではありますよね。

【牧瀬稔会長】そのようなことも含めてしっかり分かるようにしていきたいですね。

ほかにこちらどうでしょうか。市民参加については。

では、石田委員、お願いします。

【石田晴美委員】説明会の様子をYoutube配信されたというご説明があつたかと思いますが、そういう理解でよろしいですね。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】はい、結構です。

【石田晴美委員】大変いい取組みだと思います。そのYoutube配信のアドレスというか、Youtube配信していますというのは、どういうふうに告知されていたのでしょうか。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】Youtube配信をやるということについては、その説明会でも告知しておりますし、ホームページ等でもお知らせしていたと思います。

【石田晴美委員】せっかくでしたら、良い取組みなので、今後のときにはYoutube配信してしまえばよ、説明会やりましたというのはしっかり明記していただきたいと思います。調査書にもどこかにYoutube配信、書くところがないようにも見受けられますが、何か書いていただくと、他部署が、そういう取組もあったのかと思うと思うので、どこかに書き込んでいただけたらと思います。

以上です。

【熊倉武夫委員】私はYoutubeを見ますが、一方でYoutubeを全く見ない方も多いですね。そういうところも意識して、Youtubeやっているからというよりは、通常的手法に加えてYoutubeもやっていますという言い方が良いかなと思います。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】パブリックコメントの資料の中には、Youtube配信と全く同じ説明の内容も含めて載せていて、Youtubeでもぜひご覧くださいというご案内をしていますので、パブリックコメントの資料を見ていただければ、そのYoutubeの内容も全て把握できるというような展開をしました。

【熊倉武夫委員】了解です。ありがとうございます。

【牧瀬稔会長】問題ないと思いますので、よろしいですか。

こちらは一回終了しまして、続いて9番に入っていきたいと思います。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】最後になります。審査案件として、これから今やっている、まさしくやっているところですけども、逗子市まちづくり条例の改正（まちづくり基本計画の整理等）についてお諮りいたします。

逗子市の都市計画マスタープランを包含する形で作られておりました逗子市まちづくり基本計画ですが、その後、逗子市総合計画と一体化がなされ、さらに今年度中に都市計画マスタープランの要素を抜きだした新たな都市計画マスタープランが策定されることを受け、現在、逗子市まちづくり条例の本文の中にある逗子市まちづくり基本計画に関する項目の整理を行うとともに、このまちづくり基本計画に関連する市民参加によるまちづくりの参画、策定の手法を改善するものです。

スケジュール表にあるとおり、既に前述の整理については、逗子市まちづくり条例に基づく逗子市まちづくり審議会の中では、その方向性や手法に関しご意見をいただいているところです。年内に審議会に条例の改正案を審問し答申をいただき、スケジュール表では年明け2月に

市民説明会、3月にパブリックコメントを実施、6月の議会へ上程を予定しておりましたが、つい最近、8月16日にまちづくり審議会を開催し概略を説明したところ、おおむね賛同をいただきましたので、ちょっと前倒しして3月議会に間に合うようにしたいと考えているところです。

ご意見をいただいているまちづくり審議会に関しては、資料2の名簿のとおり、学識者4名、市民5名の9名の委員により構成されております。

以上になります。

【牧瀬稔会長】 ありがとうございます。

こちらにつきましてご意見等いただきたいと思います。どうでしょうか。

特にないですか。よろしいですか。

特にないようですので、このまま進めていただければと思います。

以上で、まちづくり景観課さんの審査を終了します。どうもお疲れさまでした。

【まちづくり景観課・三澤正大課長】 ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】 続きまして、教育総務課さんのほうから評価になります。

【教育総務課・橋本直樹担当課長】 よろしくをお願いします。

それでは、実施後の評価ということでよろしくお願いいいたします。

逗子市立久木小学校校舎長寿命化改修等基本設計についてのご説明をさせていただきます。

令和2年度に逗子市立の学校の長寿命化計画というのを作りまして、それにのっとって令和3年度に久木小学校が長寿命化の検討で躯体がもつかどうかというような劣化の調査を行いました。そして、その結果を受けて、長寿命化のための改修工事を行うことになりまして、ただし体育館等については、現在2か所に分かれて活動している放課後児童クラブを久木小学校校地に集約することで、新たに建物を建て替えることになりました。

以上の流れの中で、令和4年度に基本設計を実施するに当たりまして、市民参加条例の手続を行ったものです。

市民参加の対象の事項の区分は、条例7条の4になります。

事業の主な対象者ですが、記載のとおりでございますが、久木小学校に通う児童とその保護者はもちろん、これから久木小学校に入学するお子さんを持つ保護者、学校に勤務されている方、教職員の方です。学校開放や防災拠点に関わる久木会館（地域活動センター）のスタッフの皆さん、利用者の皆さん、そして、地域の住民の方及び工事によって影響を受ける周辺にお

住まいの方を主な対象と考えました。

事業の概要ですが、先ほどご説明したとおり、逗子市学校長寿命化計画に基づく久木小学校について、躯体の改修が可能と評価されたことを受けた大規模改修、一部改築を行うものでございます。

市民参加の方法でございますが、パブリックコメント及び説明会とさせていただきます。実施スケジュール等は別添のとおりでございます。

実施状況でございます。説明会は同日2回行いましたが、1回目の久木小学校会場で26名、2回目の市役所説明会については対面で4名、オンラインで25名のご参加をいただきました。

パブリックコメントにつきましては、57件の意見を寄せていただきました。

最後になります。

今回の市民参加の手続で特に留意をした点でございますが、市民参加制度審査会の指導を受けまして、関係者も参加への利便性、説明会の場での情報提供の即時性に配慮し、久木小学校におきまして1回、市役所におきまして1回、同日に2回の開催をいたしました。

参加者への周知でございますが、通常の周知方法に加えましてPTA、住民自治協議会を通じた周知の依頼をさせていただくとともに、久木地区にあります双葉保育園、こちらにも依頼を行いまして、周辺の住民の方に向けましてはポスティングを行いました。

本庁舎の会議室で行った第2回目の説明会につきましては、リモートによる開催も行っておりまして、悪天候ではありましたが、多くの方に参加をいただきました。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

では、こちらにつきましてご質問等あればいただきたいと思います。どうでしょうか。

お願いします。

【中野良一委員】今、ご説明いただいたと思いますが、周知の方法の中のマチコミメールとか、近隣にポスティングを行ったというのをおっしゃられたと思うのですが、誰が行ったのかとか、ほかの案件でも使えるかもしれないと思ひまして。

【教育総務課・橋本直樹担当課長】ポスティングにつきましては、教育総務課の職員3名が100メートル、学校を軸にして100メートルのところを1軒1軒、私どもがまきに行かせていただきました。

それからマチコミメールは特に双葉保育園、これから1年生を迎える皆さんというところで協力依頼をお願いしました。

【中野良一委員】ありがとうございます。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

では、石田委員、お願いします。

【石田晴美委員】意見ではないのですが、とても丁寧に今お話しいただいたように、職員の方が近隣の汗をかいてビラを配っていただいて、その結果ハイブリッドによる開催も実施して、総勢50人を超える説明会への参加があったということで、広く市民の方に意見聴取できたと思います。お礼申し上げます。ありがとうございました。

以上です。

【牧瀬稔会長】ありがとうございます。

どうでしょうか。よろしいですか。

多分今回は結構いい事例だと思いますので、他の課にも共有してもらえればなと思います。

【熊倉武夫委員】小学校はみんな興味あるよね。57件。

【牧瀬稔会長】そうですね。よかったです。

市民参加自体は問題ありませんので、ここで終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。

【教育総務課・橋本直樹担当課長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】続きまして、環境都市課さんのほうから評価案件です。よろしくをお願いします。

【環境都市課・坂本秀文係長】よろしくお願いいたします。環境都市課の坂本と申します。

それでは、11番です、番号でいきますと。市営駐輪・駐車場の運営管理主体の変更について（市営駐車場条例の廃止）についてご報告いたします。

調査書3、市民参加の対象事項の区分としましては、市民参加条例第7条第1項第2号、市民に権利を与え、又は義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例その他市民生活に重大な影響を与える条例の制定及び改廃です。

主な対象者は、自転車、バイク、車の利用者です。

実施いたしました市民参加の方法は、パブリックコメントと説明会になります。

調査書3の付表に移りまして、パブリックコメントにつきましては、市のホームページと広報ずし、こちらは令和4年3月号で周知をいたしました。

閲覧場所は通常どおり閲覧できる場所と、それ以外で市営駐輪場に設けました。

令和4年3月22日から4月20日の約1か月間、パブリックコメントを実施いたしまして、2

名の方から3件の意見提出がありました。

説明会、意見交換会につきましては、こちらも市のホームページと広報ずし令和4年3月号と市営駐輪場にて周知をいたしまして、令和4年3月8日火曜日、午後7時から説明会を開催しております。説明会の参加者は1名でした。

参考資料には、パブリックコメントを募集した際の説明内容とパブリックコメントの結果と説明会の概要を添付しております。

市営駐車場条例の廃止の議案を令和4年第2回定例会に提案をいたしまして、令和4年6月15日付で議決を受けました。そして、令和4年10月1日から駐輪・駐車場の管理運営を公益財団法人自転車駐車場整備センターに移管しております。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

こちらにつきましてご意見等お願いいたします。どうでしょうか。

【中野良一委員】逗子駅東の駐輪場を使っている者ですけれども、ちゃんとパブリックコメントの募集とかもされていて分かりやすかったと思います。ありがとうございました。

【環境都市課・坂本秀文係長】ありがとうございます。

【牧瀬稔会長】どうでしょうか。

よろしいですか。

では、こちらは終了いたします。どうもお疲れさまでした。

【環境都市課・坂本秀文係長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】続きまして、ナンバー12、子育て支援課さんのほうから評価につきまして説明いただきたいと思います。

【子育て支援課・鈴木秀之係長】子育て支援課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。こちらの案件は、小児医療費助成の所得制限の撤廃及び対象年齢の拡大という内容になっております。

事前にこちらの審査会に諮ることなく、市民参加の手続をさせていただきました。理由としましては、昨年の市長ヒアリングにおいて提案を子育て支援課のほうからしたところ、今年度中に早急に取り組むようにという結果になりまして、そのため恐れ入りますが、こちらの審査会に諮ることなく、市民の参加手続を参加条例にのっとりて手続をさせていただいて、進めさせていただきました。

内容といたしましては、7月21日に委員14名のうち、3名の市民委員がおります審議会に当

たります子ども・子育て会議にこちらの案件を諮りまして、意見をお伺いしまして、14名中お1人欠席でしたけれども、13名の皆様から賛成という意見をいただいております。その後、8月5日から9月5日にかけてまして、パブリックコメントにかけております。

周知の方法としては、逗子市のホームページ、それから広報ずし8月号にパブリックコメントを行いますというご案内をしております。

閲覧場所といたしましては、情報公開課、それから子育て支援課、沼間、小坪のコミュニティセンター、市民交流センター、文化プラザホール、図書館、逗子アリーナ、高齢者センター、体験学習施設スマイル、それから桜山にあります子育て支援センターに配架をいたしました。

ご意見といたしましては、全部で39件のご意見をいただきまして、26件が当案に賛成というご意見をいただいております。ほか5件が16歳から18歳についても所得制限を撤廃してほしい、より一層拡大してほしいといったご意見です。

それから、反対は1件でありました。その他が7件という結果でありまして、賛成が一応66%を占める結果となっております。

これに基づきまして、議会のほうに案件を出しまして、ただ議会のほうでは否決をされました。どういう理由で否決されたかということ、より一層拡大するよにということで、否決された後、議員提案で16歳から18歳までの所得制限を撤廃するという案が再提出されまして、それが可決されたということに至りまして、当初逗子市の案よりもより一層拡大する方向で制度が決定をしたということになります。今年度の4月から対象年齢を18歳まで拡大いたしまして、全員の所得制限を撤廃して実施をしているというところであります。

ご報告は以上になります。

【牧瀬総会長】ありがとうございました。

こちらにつきましてご意見、ご質問等お願いいたします。

【熊倉武夫委員】案件の審議ではなく感想ですけども、いいことですよね。

【牧瀬総会長】そうですね。

石田委員、お願いします。

【石田晴美委員】今のご説明で本審査会の審査を経なかったということで、その理由についても述べられていますが、これは調査書3に書き込まれたほうがいいのではないかと思います。

それと本審査会では、緊急の案件について書面審議等はできないですよ。だったら、緊急でこの審査会に諮らなくてもいいというのが何かあったでしょうか。

【市民協働課・今野仁介主事】事務局より補足いたします。

本案件は事前審査で諮らず進めてしまったというところで、状況として、昨年8月第1週に令和4年度の第1回審査会を行いましたけれども、その段階では事務局側でも本案件の情報を把握していなかったというのが事情でございます。なので、今後に関しまして、審査会の開催がない時期にこのようなケースがございましたら、例えば調査書を作成してメールで委員の皆様にも共有させていただく等、何らかの形で対応方法を考えているところです。

【石田晴美委員】ごめんなさい。それで今回のこの件は、何で書面審議とかができなかったのですか。これからするということですか。今までそういうことがなかったということですか。原則は全てこの審査会にかけるということですよ。例外規定とかがあって何かあるのでしょうか。

【市民協働課・今野仁介主事】例外規定は条例上ですけれども、緊急を要する行政活動につきましては、審査会へ事前に諮らないで対応できると書いておりますので、災害等の不測の事態、例えばコロナに起因して人命に関わるようなやむを得ない場合とか、そういった案件があった場合等は、除くという理解でおりますが…

【石田晴美委員】すみません、石田ですけれども、何が緊急で何が緊急じゃないかというのをあらかじめこちらで持っていなければ、何もかも緊急でしなくていいということになっていませんか。災害等で緊急に対処しなければならないというのは、まさに緊急だと思えますけれども、これは市長が早急に改正について着手しなさいということで、それは通らないのでは、それは許されるのですか。

例えば書面審議もできるわけじゃないですか。しないで、市長がやりなさいって言ったら、もうなくていいのだったら、この会議の趣旨というのは曲げられるような気がするんですけども、その辺はいかがですか。

【市民協働課・今野仁介主事】すみません、こちらも事務局側で。

石田委員のおっしゃるとおりでございます。災害等の客観的な事情もない中、市長の早急に着手するという判断があったからといって諮らないという対応は違います。また、今回のケースは担当課と事務局とのやり取りの中で、なかなかうまくコミュニケーションが取れなかったということもございます。今後、こういった案件がありました際には、もちろんお諮りさせていただきまして、市民参加手続きの途中という状況にありましても、情報共有させていただきたいと思っております。以上です。

【牧瀬総会長】ちなみにですけれども、これは審査会が始まる前にこの話をしまして、私と事務局のほうで、やっぱり直近こういう事例がなかったので、今後はルール化して行って、今言ったとおり事前にメール周知とか、書類審査をしようとか、そんな話になっています。

これは多分、今日終わった後に改めてこの場で検討しようかなと思っています。

石田委員、よろしいですか。

【石田晴美委員】はい。では、後ほどよろしく願いいたします。

【牧瀬稔会長】こちらについてよろしいですか。

では、こちらの案件はおしまいにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

【子育て支援課・鈴木秀之係長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】続きまして、企画課さんのほうから2件お願いいたします。

まず、最初にナンバー13、お願いします。

【企画課・四宮明彦課長】企画課の課長の四宮と申します。ご説明をさせていただきます。

1点目が、逗子市総合計画基本構想の改定及び中期実施計画の策定ということで、昨年度、審査会の決議を終えたものです。実施した参加手法はパブコメ、審議会等意向調査、説明会、意見交換会と各個別計画での懇話会等に市民参加の手続を図るということになっております。事前に審査を受けた結果、市民参加制度審査会のほうの指摘事項は特にないということで、手続に入ったものです。

ページをおめくりいただいて、パブリックコメントです。パブリックコメントは基本構想の改定と中期実施計画の策定、この2本に分けてパブリックコメントの手続きを行ったものです。

基本構想の改定につきましては、お1人の方から意見をいただいております、中期実施計画の策定については、お一方から21件のご意見をいただいたものです。

審議会については、逗子市総合計画審議会という市の附属機関での審議を行ったものです。開催回数は7回開催をしております、この中に参加された公募市民の方が4名いらっしゃるということで行ったものです。

おめくりをいただいて、その次、説明会、意見交換会ということで、これは実は昨年度というか、一昨年度になりますけれども、コロナがあったということもあって、オンラインで分野別で総合計画は5本の柱で構成をされておりますが、ちょっと全部一遍にやると、なかなかご意見をいただきづらいというところもありましたので、その柱ごと5回に分けて、オンラインでの意見をいただいたというものがこちらになります。

おめくりをいただいて、意向調査です。こちらは総合計画を策定するに当たって、まちづくりに関する市民意識調査を実施しております。調査件数は1,995、回収数1,058、53%の回収をして、これを計画策定の参考とさせていただいたものです。

ご説明は以上です。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

こちらにつきましてご意見、ご質問等いただきたいと思います。どうでしょうか。

【熊倉武夫委員】ちょっと意向調査のところは分からなかったもので、もう一度説明いただけませんか。

【企画課・四宮明彦課長】意向調査は、この総合計画というのは大きな計画になっておりますので、計画策定に当たって、いろんな市民の皆様の意識に関する調査をさせていただいたというところなんです。実際に1,900余、2,000通ですけれども、お送りして、届かなかったこともあって、1,995件お送りして、およそ半数の回答を得ていると。大体内容としては、逗子のまちづくりに関する調査項目を設けておきまして、市民の方の意識ですとか、今後どういうまちづくりを進めていったらいいと市民の皆様が考えていらっしゃるのかとか、そういった項目を設けて回収をさせていただいて、総合計画はそもそも施策全般にわたるものなので、そういったところも踏まえて、計画を策定していくと。そういった趣旨での調査になっております。

【熊倉武夫委員】ランダムに市民に送られたということですか。

【企画課・四宮明彦課長】そういうことです。はい。

【熊倉武夫委員】分かりました。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。よろしいですか。特に問題ないということで。

【牧瀬稔会長】続いて14番、お願いいたします。

【企画課・四宮明彦課長】引き続きご説明いたします。

次は、J R 東逗子駅前用地の活用事業 基本構想の策定に当たっての市民参加手続についてご説明をさせていただきます。

行った手続は、市民向けの説明会を行って、その後パブリックコメントを行ったものです。

事前のこちらの市民参加制度審査会で、審査の際いただいた指摘事項として、市民説明会をハイブリッド、オンラインとリアルの併用でやったらどうかということでご指摘をいただいております。その意見を踏まえまして、説明会はそのように実施をさせていただいたというものです。

まず、パブリックコメント、こちらは5名の方から20件のご意見をいただいたものです。

あとは説明会です。説明会は東逗子地域の整備に関することですので、まずその場所に近い商工会館で午前、午後で実施しまして、市域全体ということで市役所の会議室で同じ内容を2

回に分けて説明会は実施をいたしました。商工会でご参加をいただいた方が13名、市役所での説明会が9名、うち4名の方がオンラインでご参加をいただいたというところで、ご指摘を踏まえて、オンラインの方からも説明会中でもいろんなご質問をいただきましたので、そこは有用だったかなというふうに受け止めています。

ご説明は以上です。

【牧瀬稔会長】ありがとうございます。

こちらにつきましてご質問等いただきたいと思います。よろしくお願いします。

【熊倉武夫委員】感想ですけれども、これ皆さんすごく興味がある案件じゃなかったかと思うんですけれども、参加人数が少なかったですね。東逗子駅前のところでしょう。

【企画課・四宮明彦課長】そうです。

【熊倉武夫委員】東逗子の駅前ですからね。色々できるのかなと皆さん想像していると思うんですよ。参加者も少なかったのかなというふうには感じました。

【企画課・四宮明彦課長】周知に関して、当然市の広報ですとか、ホームページ、また広報掲示板、あとは施設、実際に集約を考える施設への配架をさせていただいて、ご参加の呼びかけをした中で、この人数に結果としてはなっているというところです。

【熊倉武夫委員】すみません。ちょっと聞き逃したんですけれども、あそこは池子地区なんですか。

【企画課・四宮明彦課長】地域としては沼間です。ただ当然池子にも近いですし、もっと言えば桜山にも近いエリアです。

【熊倉武夫委員】その自治会なんかにも回覧板か何かやられたわけですよね。

【企画課・四宮明彦課長】回覧板というよりは、住民自治協議会という組織がございまして、当然中心として関わりがある沼間小学校区の住民自治協議会にも事前にご説明に上がったのと、あとは池子小学校区も隣接をしていますので、そちらにもご説明に上がって、説明会の前の段階で同じ内容をご説明させていただいて、事前にお知らせをしたというところがございます。もしかすると、そこでご理解いただいて今回はいいやとなってしまったというところが逆にあるのかもしれないです。

【熊倉武夫委員】関係する地域の方たちとも事前にお話をしたというふうに理解すればよろしいですか。

【企画課・四宮明彦課長】そうですね。あとは今年度この引き続きで基本計画の策定に向けてのワークショップを実施していて、30名参加者を募集したところ、ちょうど30名ご応募があり

ました。第1回目はもう終了して、実際にご議論いただいているところですので、そういった意味では単年度で終わりではなく、今年度も引き続き市民参加を呼びかけている中で、比較的に興味を持っていただけているのではないかと。

【熊倉武夫委員】そうですね。非常に興味があります。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

【中野良一委員】すみません、その関連で、さっきの久木小のビラをまいてまで一生懸命広報したというのに比べて、関心の強いテーマ、ジャンルにかかわらず、そこまではされていないのかなという気がしたんですけれども…

【企画課・四宮明彦課長】そうですね。申し訳ございません。ビラまではまいているということとは……

【中野良一委員】参考になるのではと思いお伝えしました。

【企画課・四宮明彦課長】なるほど。分かりました。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

では、よろしいですか。

これに関しては適当かと思えます。

どうもありがとうございました。

【企画課・四宮明彦課長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】続きまして、ナンバー15、防災安全課さんのほうから評価についてお願いいたします。

【防災安全課・佐藤重幸課長補佐】防災安全課の佐藤と申します。よろしく申し上げます。

15番の防災安全課からは、逗子市国土強靱化地域計画策定事業について、この市民参加についてご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、国土強靱化基本法、これの第10条に基づきまして、大規模自然災害の発生時に機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守るように本市の強靱化に関する指針となる逗子市国土強靱化地域計画、これを策定するものでございます。これがこの事業でございます。

市民参加の方法といたしましては、パブリックコメントと懇話会を実施いたしました。懇話会につきましては、令和4年12月及び令和5年1月の計2回、パブリックコメントにつきましては、令和5年2月1日から同年3月2日の間実施したところでございます。

なお、本計画につきましては、令和5年3月23日に開催をいたしました逗子市防災会議にて承認をされましたので、今年の3月30日に策定を完了しております。現在は、公表しているという状況でございます。

先般の市民参加制度審査会でのご意見といたしまして、市民参加の手續上は、このパブリックコメントと懇話会で適当であるというご判断をいただきました。その中で、パブリックコメントにつきましては、計画の性質上、市民の方がなかなか意見を出しにくい面があったのかもしれませんが、提出された意見数は27件でございました。件数的には比較的多くの意見が出ておるんですが、しかしながら、この提出というのは実は1名の方からの意見でございました。したがって、市民意見としては、実質1名の方しか出ていないという結果となっております。

いただいた27件のご意見の反映状況につきましては、まず、意見を反映して素案に反映したものが1件ございました。これは計画の中に4つの基本目標ですとか、それに対応する8個の事前に備える目標というのがございます。これを分かりやすいように表現を変えて、1つの表にまとめて、視覚的に理解が深まるよう表現の修正をいたしております。

その他の27件中26の意見につきましては、簡単に内訳を申しますと、その中で8件につきましては、もう既に素案に盛り込まれているもの、または今後の事業実施時に参考とするものが5件、意見を反映することが困難なため、素案どおりとさせていただくものが10件、また、今回のパブリックコメントの対象外であるという意見として扱うものが3件ということで反映をいたしました。

今回のこの事業につきましては、このような形で市民参加条例の手續を完了させたところでございます。

以上で説明を終わります。

【牧瀬稔会長】 ありがとうございます。

こちらにつきましてご質問等いただきたいと思います。どうでしょうか。

【中野良一委員】 懇話会出席者名簿について、第1回るときは欠席のため書面で意見をもらっているようで、重要なテーマなのでどうして参加されなかったのか、何かそれぞれ理由があると思うんですけども、気になりました。

【防災安全課・佐藤重幸課長補佐】 懇話会は2回やりましたが、1回目は、まずこの懇話会のメンバーの方に、国土強靱化計画というのはそもそもどういうものかというのをご説明して、このとき一応素案ができていましたので、それを簡単なご説明をして、次回までそれを見てい

ただいで、期日を切ってご協力いただくというような形で1回目を行いました。おっしゃるとおりやはり欠席者がおりましたので、その方については書面によりお送りして、テーマ等の説明は差し上げているところでございます。

【牧瀬稔会長】欠席した理由までは分からないですね。

【防災安全課・佐藤重幸課長補佐】詳しい理由については…

【牧瀬稔会長】どうでしょうか。よろしいですか。

市民参加は進めていると適当だと思います。ありがとうございました。

【防災安全課・佐藤重幸課長補佐】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】続きまして、16番、総務課さんのほうから評価、お願いいたします。

【総務課・西海隆課長】総務課長の西海と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【総務課・山本係長】総務係長の山本です。よろしくお願いいたします。

【総務課・西海隆課長】失礼いたします。

それでは、説明のほうをさせていただきます。

逗子市行財政改革基本方針の策定に当たり、市民参加の実施状況等についてご説明いたします。

最初に、市民参加の方法としては、パブリックコメントの実施と懇話会を開催いたしました。

まず、パブリックコメントにつきましては、少しでも多くの方の目に触れるよう、福祉会館や保健センターにも案を設置し、閲覧場所の確保に努めました。2月8日から3月9日まで1か月間実施しましたところ、別添の実施結果のとおり、1人の方から5件の意見をいただくことができました。

懇話会につきましては、11月24日と1月25日の2回を対面形式で開催いたしました。前回の審査会の際に、どのような取組みをしているかが分かる資料が必要ということと、議事録をつけてもらうとイメージが湧きやすいというご指摘をいただきましたので、今回は両日の会議録を提出させていただきました。

1月25日に開催した懇話会におきましては、答申案をお示しし意見の聴取を行いました。懇話会では、スマイルの今後の運営について、ごみ処理広域化の方向性等についてのご意見、ご要望が出されるなど、予定時間いっぱいまで活発な意見交換が行われました。

また、昨年9月に提出された市民参加制度審査会の答申の中で、安易に書面開催とすることなく、オンラインでの開催を検討すべきであるとのご意見をいただいておりますので、1月

25日の懇話会は、都合で遠隔地にいるが、参加可能であるメンバーがお1人いらっしゃいましたので、一部オンラインでのハイブリッド形式で実施することができました。

以上、簡単ではございますが、ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

【牧瀬稔会長】 ありがとうございます。

こちらにつきましてご質問等いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

どうでしょうか。

よろしいですか。市民参加は適当に進めているということで。

【中野良一委員】 財政改革基本方針という名称がすごく大きくて、なかなか一市民が意見を述べるには、なかなか出しにくいのかなと。もう少し分かりやすいような、もしくは何回かに分けてテーマ別に意見を取られたらもっと出しやすいのかな。ちょっとすごく国家的な大きなイメージがある。財政何とかと。そういうイメージがありました。

以上です。

【牧瀬稔会長】 ちなみにパブコメのときもこのような形で出されたんですか。易しく書いているわけじゃなくて。

【総務課・西海隆課長】 そうですね。添付した答申案のこのまま出してはいるんですけども、ちょっとやっぱり硬いなというイメージがあると思いますので、ちょっとそこは次回やるときは、もうちょっとつかみやすいようなところをちょっと工夫したいと思います。ただやっぱりこの意見を出していただいた方みたいに、関心がある方というのはもちろんいらっしゃるかなと思いますので、そういう方の目にも止まりやすいような形で、できるだけいろんな手法を使ってやっていきたいと思います。

【牧瀬稔会長】 ほかにどうでしょうか。

こちらもよろしいですか。

ではこちらも市民参加を適当に進めているということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

【総務課・西海隆課長】 ありがとうございます。

【牧瀬稔会長】 続いて、17番になります。社会福祉課さんのほうから評価になります。よろしくお願いいたします。

【社会福祉課・河合正男課長】 社会福祉課の河合と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

逗子市福祉プランの策定につきましてご説明をいたします。

まず、基幹計画である逗子市福祉プランと個別計画である逗子市地域福祉計画、逗子地域福祉活動計画につきまして、ご説明をいたします。

福祉プランは、総合計画の基本構想の施策の方向づけを示す5本の柱のうち、総合福祉分野を担います基幹計画として位置づけられており、地域福祉計画を含む福祉分野の5つの個別計画と連携しまして、本市における総合福祉施策を推進していくものとなっております。

こちらの市民参加の対象事項の区分につきましては、市の総合計画、その他市政の基本的な事項を定める計画、もしくは基本方針の策定、または変更というところになっております。

市民参加の方法といたしましては、懇話会、市民説明会、そしてパブリックコメントの3つの手続きを経まして、福祉プランの改定を行っております。

まず、市民参加制度審査会での審査結果の指摘事項といたしましては、市民参加条例第10条第1項に規定する公募市民の割合を満たすよう努めることというご指摘をいただいております。この指摘に関しましては、令和4年7月に募集枠1名で公募市民の募集を行ったところ、1名の応募があり、その方に懇話会メンバーになっていただきました。

結果といたしまして、懇話会全体人数12名のうち公募市民が3名、割合としましては25%になりました。条例の規定する公募市民の割合を満たしておりますことをご報告させていただきます。

次に、懇話会の状況につきましてですが、名称は逗子市福祉プラン懇話会となります。公募市民は3名で、7月と11月の2回、対面とオンラインのハイブリッド開催をしております。懇話会メンバーから出ました意見を計画に反映しまして、その都度、修正を行っております。

続きまして、市民説明会についてですが、11月にハイブリッドで開催いたしまして、3名の方が参加されました。より多くの方にご参加いただけるようハイブリッド開催といたしましたが、3名とも対面参加となりました。

最後に、パブリックコメントについてご説明をいたします。パブリックコメントは令和5年2月10日から3月13日までの間に実施をしております。ご意見につきましては、お配りしました資料にあるとおり、3名の方から12件の意見をいただいております。

説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

【牧瀬総会長】 ありがとうございます。

こちらにつきましてご意見、ご質問等いただきたいと思います。どうでしょうか。

【中野良一委員】 市民説明会は3名の対面の参加という話ですが、どのように周知されたんで

しょうか。

【社会福祉課・河合正男課長】市のホームページと市内の掲示板を使って周知をいたしました。

【中野良一委員】なんか十分でないというか、やっぱりそういう気がします。私もちょっと見た記憶がなかったのです。対象者のところに届いていないじゃないかと、情報が。この説明会に関する。もう少し一生懸命というか、それで十分だとは僕は思わないので、それ以外の広報の方法もあるのではないかと思います。

特にこういう福祉関係だと、障害をお持ちの方とか高齢の方とか、いろんなケースの方がいらっしゃるのです、その人たちに情報が行くような形でPRしていれば、もう少しハイブリッドな形で説明会の参加者が増えるのではないかと思います。

以上です。

【牧瀬稔会長】今後の課題ですね。先ほど、教育総務課さんがポスティングしたらしいので、それが結構効果的という話もありましたので。

【社会福祉課・河合正男課長】そうですね。より多くの方からご意見をいただかなければいけないとは感じておりますので、今後の進め方につきまして検討させていただきます。

【熊倉武夫委員】案の公表については広報ずしに載せているのに、結果については何で掲載しないんですか。

【牧瀬稔会長】多分それはこちらよりむしろ事務局のほうですか。

【市民協働課・今野仁介主事】そうですね。事務局より補足いたします。

結果の公表に関しましては、事務的な話ですけれども、広報ずしの紙面スペースの関係の制約等もあって難しいところがございますので、紙ベースでの施設への配架、担当課のホームページでの掲載、市民協働課ホームページでの結果のリンク等により結果を公表をしているというところがございます。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

こちらもよろしいですか。市民参加については、17番はこちらでいいということで。

【牧瀬稔会長】次、18番です。よろしく申し上げます。

【社会福祉課・堀田昌希担当課長】社会福祉課の堀田と申します。逗子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定についてご説明させていただきます。

先ほどご説明させていただきました基幹計画でございます逗子市福祉プランと一対となって、その下位の計画となります個別計画でございます逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計

画を策定させていただきました。総合的な福祉分野を担う基幹計画でございます逗子市福祉プランのいわゆる具体的な活動を行うものとして、地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定させていただきました。

こちらの市民参加の対象区分は、市の総合計画、その他市政の基本的な事項を定める計画、もしくは基本方針の策定、または変更となっております。

市民参加の方法としましては、先ほどの逗子市福祉プランと同様にパブリックコメントと懇話会、市民説明会の3つの手続を経まして、計画の改定を行っております。

まず、あと懇話会の参加状況でございますけれども、名称は逗子市地域福祉計画・地域福祉活動計画懇話会となり、公募市民は3名の方で、6月と12月の2回、対面と書面で実施させていただきました。

また、パブリックコメントでございますけれども、これも逗子市福祉プランと同様に、令和5年2月10日から3月13日までの間に実施いたしました。ご意見につきましては、お配りした資料の中にごございますように、1名の方から1件のご意見をいただいております。

市民説明会につきましても、これも逗子市福祉プランと同様に11月にハイブリッドで同時期に開催いたしまして、3名の方が参加していただきました。

なお、懇話会ですが、公募市民の方、2割以上という規定がございますけれども、1名の方が年度当初にご事情があってお辞めになられたものですから、再度募集をさせていただいたんですけれども、4年度中の応募がなかったものですから、3名の方で懇話会を実施させていただきました。

なお、参考ではございますけれども、5年度に再度募集をさせていただきましたところ、2名の方のご応募がありましたので、2名の方、せっかくの応募いただいたということで2名の方、お2人にご参加いただきまして、計5名の方に今後参加していただくということを申し添えます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

じゃ、こちらにつきましてご質問、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【中野良一委員】先ほどと同じなんですけど、説明会、少し広報不足ではないかなと思うんですけど、関係者に情報が行っているのかという疑問がありますので、頑張ってくださいと思います。

【社会福祉課・堀田昌希担当課長】今後、もう少し周知の方法を検討させていただきたいと思っています。

【熊倉武夫委員】これもあれですか、17番と同じように結果を広報に載せていないというのは、スペースがないからですか。

【社会福祉課・堀田昌希担当課長】はい。一緒にさせていただきました。

【熊倉武夫委員】案のほうをお載せになられるのに、何で結果は載せられないんですか。

【市民協働課・新倉良枝課長】それは案自体を載せているわけではなくて、パブリックコメントを実施しますということを広報誌に載せさせていただいているということです。その結果も、案を置いてある配架場所と同じところに同じように結果も配架させていただいて、一定の期間見ていただけるような形にさせていただいております。

【熊倉武夫委員】ようやく理解できました。分かりました。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

ではこちらも特に問題なしということで適当ですね。

【社会福祉課・堀田昌希担当課長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】続きまして、市民協働課さんのほうです。ナンバー19になります。評価案件になります。よろしくをお願いします。

【市民協働課・立石眞帆子係長】市民協働課の立石と申します。どうぞよろしくお願いたします。

ずし男女共同参画プラン2022の改定についてご説明します。

まず、連絡事項がございます。

お配りしている名簿につきまして修正がございます。配付している名簿が令和5年度のものになっておりますが、本来令和4年度の名簿を添付するべきところでした。団体の長のメンバーに一部変更がございましたが、全体の人数及び市民参加の人数については変更はございませんので、名簿はそのままとさせていただきました。また、調査書3についての当該事業の主な対象者につきまして、市民、事業者、教育関係者でありますことを修正させていただきますとともに、おわび申し上げます。

続きまして、実施した市民参加の方法についてご説明いたします。

市民参加の方法としては、パブリックコメントと懇話会を実施いたしました。パブリックコメントに関しましては、実施期間を令和5年2月1日から令和5年3月2日までとし、ご意見

の提出数は、1名の方から1件の意見が寄せられました。

懇話会等に関しましては、名称は、ずし男女共同参画プラン推進会議とし、構成は公募による市民委員、公共的団体等が推薦する者、関係行政機関の職員等になります。

公募市民の数は4人、審議会の全体人数は13人、公募市民の割合は30.8%です。

開催回数は5回行いました。

今回の市民参加の手続で留意した点としては、広く市民の意見をいただくため、公募市民の割合を30.8%といたしましたところでは、

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

じゃ、こちらにつきましてご質問等あればいただきたいと思います。どうでしょうか。

【熊倉武夫委員】推進会議の概要で、出席、欠席と書いてあるんですけども、欠席者がなんか非常に多いんですね。この中で、男女共同参画推進会なのに女性が何でこんなに欠席されるのかなという、これ代理出席とかそういうのはできないんですか、これは。

【市民協働課・新倉良枝課長】継続した会議なので、代理出席という形ではちょっとないんですけども、皆さん、欠席者の所属を見ていただきますと、公募市民の方はご都合があるかと思うんですけども、県の職員であるとか社協の職員は、なかなか日付の調整が難しいということがあり得ると思います。こちら開催日については、事前に調整を図って進めていきたいと思っておりますので、なるべく出席していただけるような形で努力したいと思います。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

石田委員、お願いします。

【石田晴美委員】すみません、今のことに関連するんですけども、11月21日の会は出席が5人で欠席が8人なんですけど、これは会議体として要件は成立するのでしょうか。

【市民協働課・新倉良枝課長】懇話会の形式の会議なもので、会議の成立要件というのが特にございませんで、少ない人数でも開催させていただいたということになります。ただ、皆さんからご意見を伺っていないということではなくて、必要に応じて随時ご意見をいただいているという状況でございます。

【石田晴美委員】先ほどのご回答にもあったように、13人の方をなかなか日程調整するというのは大変だと思うんですけど、これはオンライン、対面のハイブリッド開催というのはお考えにはなられたのでしょうか。

【市民協働課・新倉良枝課長】当時、そこまで考えていなかったかと思うんですけども、今

後はやっていきたいと思っておりますし、実際にそのような進め方を今年度はしていく予定にしております。

【石田晴美委員】あと、それから、懇話会なので成立要件はないということなんですが、11月21日ですね。欠席8人、欠席者のほうが多い場合は、ぜひ書面審議というんですか、そういった形でもぜひ意見聴取というか、単なる欠席にしないように今後努めていただきたいと思います。

以上です。

【市民協働課・新倉良枝課長】ありがとうございます。そのように対応していきたいと思えます。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

【熊倉武夫委員】すみません、また突っ込みますけれども、毎回欠席されている方もおられるんですけれども、そういう方は懇話会メンバーの、参加するメンバーに入れる必要ってあるんですか。全部欠席されている方がおられるんですよね。

【牧瀬稔会長】なかなか辞めろとは言えないですね。

【市民協働課・新倉良枝課長】団体から推薦されている方につきましては、団体の調整をして、ほかの方に代わっていただくとかという工夫は可能かと思うんですけれども、一応会議にお願いして出ているという状況なので、どうしても日程が合わないということもあるかと思えます。

【熊倉武夫委員】一度その人のスケジュールに合わせて会議開いたらどうですか。

【市民協働課・新倉良枝課長】そうですね。

【熊倉武夫委員】それで欠席されるかどうか見ればいい。

【市民協働課・新倉良枝課長】ありがとうございます。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

こちらもよろしいですか。

じゃ、そういうことで進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

【市民協働課・新倉良枝課長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】続いて、ナンバー20です。図書館さんのほうから評価ですね。

【図書館・塚本志穂館長】図書館の塚本と申します。よろしく願いいたします。

図書館におきましては、逗子市立図書館のサービス目標の改訂について、評価案件としてご

説明させていただきます。

2018年度に作成した逗子市立図書館のサービス目標が2022年度末で5年の期間を終了することから、次期5年間の目標を策定するに当たり、市民参加を実施したものです。

こちらの市民参加の対象事項の区分は、その他市の執行機関が必要と認める行政活動となります。

実施した市民参加の方法といたしましては、パブリックコメント、審議会等、アンケート調査、こちらの3手法となります。事前審査における指摘事項を踏まえ、アンケートについては質問事項を図書館協議会に諮り、意見を求めました。あとは実施場所を図書館以外にも拡大し、幅広い層のニーズ調査となるよう見直し、実施をいたしました。

審議会等に該当する図書館協議会へは、第1回会議ではアンケートの質問事項を、第2回会議ではアンケート結果を踏まえたパブリックコメント案の策定について諮り、意見を求めました。アンケートは令和5年1月5日から19日までの15日間実施いたしました。

実施場所については、当初は図書館のみで実施予定でしたが、先ほども述べましたが、事前審査のときの指摘事項を踏まえ、分室を含む図書館以外に情報公開課、市民交流センター、逗子アリーナ、体験学習施設スマイルでも実施し、集計数は35件となりました。

また、パブリックコメントにつきましては、令和5年2月8日から3月9日までの1か月間実施し、1件の意見がありました。対応といたしましては、意見は反映させないが、今後事業実施の際に参考とするものといたしました。

以上で説明を終わります。

【牧瀬稔会長】 ありがとうございます。

こちらにつきましてご意見、ご質問等いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

石田委員、お願いします。

【石田晴美委員】 事前の審査会での指摘事項は、幅広い層のニーズが把握できるようにアンケートをしてほしいということで、ご回答としては、それに対応したということなんですが、付表のところにもありますが、これ書いていないですけれども、1,000件配って回収率は35枚だったんですね。

【図書館・塚本志穂館長】 はい、そうです。

【石田晴美委員】 そうしたら、ここに35枚と書いていただき、回収率は3.5%と書いていただきたいです。

それと図書館というのは、前回のときの指摘もそうなんですけれども、使っていない人の意

見も入れないと、今後使いやすいようにはならないので、あるいは図書館ってどういうことをしているんだというのを知ってもらいたいので、幅広く本気でアンケートを取ってほしいと思ったんです。

でも、大変残念なんですけど、今回のご説明を聞いていると1,000枚配ったと。でも、結局35枚だったと。これでは、なんか本気で意見を聞こうと思っているのか非常に疑問に思います。本気で聞こうと思ったら、例えばどこかの小学校の、小さい子たちは分からないので、6年生とか5年生の何百人に配って、先生に頼んで、あるいは回収箱を身近に置いて、何日までにに入れてねと強く言って回るとか、小学校、中学校、高校もあるでしょうし、さらに皆さんのところの地域活動センターもほかにもたくさんあるので、そこでの周知、あるいは直接手渡しできない人でもホームページで、今 구글フォームとかあるわけですから、QRコードをやって、ここで今、図書館のアンケートの実施、募集、応募くださいといったようなものもされていないわけですよね。何か35件しか取らないで意向調査をしたというのは、ちょっと非常に残念だなというふうに思います。

ですから、せっかく審査のときにもっと幅広くニーズを把握するようにと言っていた指摘事項については、私はきちんとした対応がなされていないというふうに感じました。

以上です。

【図書館・塚本志穂館長】 ご意見ありがとうございます。

こちらのほうで事前審査の際に、アンケートの手法、場所以外にも紙ベースというものの以外にも何か手法がないかというところで、ご意見をいただいたかと記憶しております。ですが、今回はやはり紙ベースのみでのアンケート対応となりましたので、今後はおっしゃいました 구글フォーム、あとはLINEなどを用いまして、もっと気軽に幅広くアンケートが取れるように、次回また5年後とはなってしまうかもしれませんが、そのときには、またさらなるアンケート方法を検討していきたいと思います。ありがとうございます。

【牧瀬稔会長】 石田委員、どうでしょうか。

【石田晴美委員】 今後は変えていただくのはもちろんですけれども、今のお話で、審査会でも紙だけじゃなくというのもお話ししたのに、 구글フォームなんて3分もあればつくれますよね。QRコードをあっという間につくって、ホームページにも 구글フォームだったらアドレス載せるだけなので、今回は紙だけにしましたと言われても、もう私としては、ちょっと納得できないとしか言いようがありません。

【中野良一委員】 図書館というのは、もっとポテンシャルがたくさんあるし、ニーズもたくさん

んあると思うので、言われたように、使っていない方に対するニーズの掘り起こしとか、もっと使ってほしいという気持ちがあるのであれば、そこら辺をPRする意味も込めて、いろんなアンケートとか、これから取られていったらいいのではないかなと思います。

【図書館・塚本志穂館長】ありがとうございます。

【中野良一委員】よろしくお願いします。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

こちら3段階で、適当、適当条件付、不適当というのがありまして、不適当ではないと思うんですけども、適当でもないかなと。努力したのは分かるんですけども、想定以上に改善度も低いですし、ウェブとか使っていませんので、多分条件付かなという感じがしますので、今後ちょっと変えていただいて、5年後と言わずに、できるならすぐやっただいて、本当にグーグルとかすぐつくれますので、改善していただきたいなと思います。

条件付でよろしいですか。

では条件付適当としていただきたいと思います。ありがとうございました。

【図書館・塚本志穂館長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】21番です。最後に保育課からになります。

【保育課・市川勲課長】失礼します。保育課、市川と申します。よろしくお願いいたします。

21番、沼間小学校区放課後児童クラブの移転についてご説明をさせていただきます。

こちらの市民参加の対象区分としましては、4番の市の施設の設置、改修、用途変更等に係る計画等の策定、または変更という形になります。

市民参加の方法といたしましては、パブリックコメントと懇話会等、それと同施設を利用中の児童を対象としたワークショップ及び利用中の児童とその保護者ですとか、近隣の住民の皆さんを対象とした説明会、こちらのほうを開催しております。

パブリックコメントでございますが、14名の方から23件の意見をいただいております。その中で、お子さんの動きをきちんと確認できるようにということで、台所の位置、こちらを対面式にさせていただきたいというようなご意見をいただきまして、これはバリアフリー懇話会でも同様のご意見をいただいておりますので、レイアウトの変更をさせていただきます。

次に、懇話会等の状況になりますけれども、逗子市子ども・子育て会議という会議体がございます。本件につきましては、昨年9月に開催されている会議で議題とさせていただいて、ご意見のほうをいただいております。資料にもメンバーの名簿があると思いますけれども、公募

の市民の方以外に子育ての関係する所管、県からは児童相談所、または鎌倉の保健健康事務所の職員、それと市内の団体の方から構成されている組織体となっております。

次にワークショップの状況になりますけれども、昨年7月に児童42人、それと施設を管理する施設長及び施設のスタッフ、こちらの5名を加えて開催をさせていただいております。模型ですとか、イメージの写真をお子さんたちにも見ていただきまして、その中で投票をさせていただいたりした中では、ボルダリングですとか、ロフトといったものを造っていただきたいとか、大きい空間ですとか、やはりカラフルなロフト、それと隠れ家みたいなものがあるといいというようなご意見、希望がございまして、設計の参考とさせていただいております。

大きい空間というところでは、構造上の特性である木製の、木造の特性に対しまして、なるべく室内で柱のないような設計をすることで空間を大きく取れるような工夫をしております。隠れ家的なものということとロフト、こちらはロフトのほうを造らせていただきまして、全く見えなくなるといけないので、隠れ家的なところで格子をつけることによって、きちんと中にある様子が確認できる状態で、お子さんにしてみれば少し隠れる、かくれんぼ的な空間をつくるということで設計をしております。

最後に、説明会の状況になりますけれども、昨年8月に保護者の方8名参加の下に開催をさせていただいております。その中で、基本木材を床材として使う設計になっておりましたけれども、クッション性のある仕上げ材で転んで、寝転んだりとかできるスペースが欲しいという意見がございまして、一部にはなりますけれども、コルクのタイル、こちらのほうを採用しております。

大変申し訳ありません。調査書のほうで、説明会に関して1つ報告漏れがございました。申し訳ありませんでした。説明会につきましては、もう一つ1月14日に新設、移設に関する説明会ということで、近隣にお住まいの方を対象にするような形で開催をさせていただきまして、5名の方に参加をいただきました。その中では、構造上の問題というよりは、工事中のお子さんの安全確保ですとか、道路等の交通に関するご質疑等をいただき、そちらについてご回答をしているというような内容になります。申し訳ございませんでした。

簡単ではございますが、以上で説明のほうを終了させていただきます。よろしく願いいたします。

【牧瀬総会長】 ありがとうございます。

こちらにつきましてご質問、ご意見等いただきたいと思っております。よろしく願いします。

じゃ、よろしいですか。

では、こちらは適当ということで進めたいと思います。どうもお疲れさまでした。

【保育課・市川勲課長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】若干5時を過ぎてしまうと思いますので、ご予約がある方は5時になったら帰って構いませんので、よろしくをお願いします。

今から、これから審査内容等の確認です。その後、もう1件、先ほどありましたように、ナンバー12の案件ではないですけれども、事前審査に諮らなかつた、緊急を要する場合等の対応は今後どうするかということも意見交換したいと思います。まずは審査内容につきまして、事務局のほうから、上から順に、これは適当とか、こんな意見がありましたというところをお話いただいて、漏れ等があったら伝えていただければと思います。

【市民協働課・今野仁介主事】はい、12番の案件は後ほど議論するとして、基本は全体を通じて、市民参加手続きは適当というご意見をいただいている中で20番、図書館に関しましては、条件付適当というご意見をいただきました。先に言ってしまいますけれども、こちらデジタル化が進んでいる中で、紙ベースでの対応であったり、事前審査を踏まえて、ご意見をもらう姿勢や対応の不足というところのご指摘ございましたので、言葉のほうは考えますが、そういったコメントを付して条件付適当という形で記載していこうと思っております。

審査表を元に上から確認いたします。

1番、市民協働課ですけれども、説明会以外に地元で説明しているのであれば、そこを備考に記入するべきという部分。

あとは5番目の案件、公募委員の任期の期間に関しましては、調整とか配慮が必要だというお話でした。

6番も同様の意見がありつつ、やはり公募委員の任期の長さというところのご指摘はございました。

あとは、8番のまちづくり課の案件です。説明会の中で、ご意見をいただいている中で、「参考意見です」みたいな書き方があったので、そこは工夫であったりとか、丁寧な説明が必要というご意見。

9番、こちらに関しましては、パブコメでYoutubeの周知の方法がございましたけれども、いい取組みであるため、これは事務局の調査書様式の課題ですけれども、オンライン対応の示し方というのは事務局で検討いたします。

10番、こちら説明会等のオンライン対応はしていますので、とてもいい事例と評価いただいたということで、庁内共有の必要性をご意見としていただきました。

12番です。こちら後でお話をさせていただきますが、事前審査がないというところに関しまして後ほどよろしくお願いたします。

14番の企画課のJR東逗子駅前の用地の話に関しましては、ハイブリッドであったりやっているので、しっかり周知してハイブリッド参加をしてくださいよというお声かけをもっとやってほしいというご意見です。

17番、社会福祉課の案件ですが、これも同様です。説明会をハイブリッドでやっているのであれば、そこにリーチしてもらおう所管課の工夫。

18番も同様という認識です。

19番の市民協働課の案件に関しましては、懇話会を開いていますが、欠席者が多いという部分がありましたので、事務の部分もありますけれども、調整等工夫をしてほしいというお話。

雑駁に申し上げましたが、漏れ等ございますでしょうか。

【牧瀬稔会長】10番の教育総務課、近隣住民へのポスティングというのがありましたので、それはぜひやってもらいたい良い例かなという気がします。

あと15番の防災安全課につきましては、欠員ですね。できれば常時来てもらいたいという、そういう意見もありました。

あとは、全般的に言えるかもしれないですけども、16番で出てきたのが、市民にとって身近になるような題名をつけてもらいたいという。最近ナッジという考え方も流行していますので、そういう要素を取り入れながら進めるのがいいかなという感じはします。

というのが、事務局からの提示に加えて私の書いたところになります。

【市民協働課・今野仁介主事】ほかにはございますでしょうか。

【牧瀬稔会長】石田委員、お願いします。

【石田晴美委員】すみません、確認ですが、12番の子育て支援課は条件付適当という理解でいいですか。

【牧瀬稔会長】一応、私は適当にしたんですけども、どうしましょう。

【石田晴美委員】緊急だったら諮らなくていいという、その緊急の度合いを事前にきちんと持っていないし、書面審議もできたのにしなかったの、条件付適当かなと私は思うんですけども。

【牧瀬稔会長】12番の適当は、ちょっとこれから意見交換したいと思うんですけども、多分

あれですね。もともとはそういうルール化されていなかったもので、むしろ問題はこっちなのかなという気がしてまして、なので、多分担当課で見れば、多分分からなかったと思うんですね。それに対して次はどうかという、そういう議論、意見交換があるかなという気がします。もしご意見があれば。

【市民協働課・新倉良枝課長】先ほど、緊急を要する場合はしなくてもいいというようなお話をさせていただいてしまったんですけれども、すみません、そこちょっと訂正させてください。

条例の中で条文がございまして、第7条の第3項です。市の執行機関は、対象事項については、事前に13条の市民参加制度審査会に実施する市民参加の広報、その時期等についても諮るものとしますという、これ基本的なことが書いてございまして、その後半にただし書がございます。ただし書の中で、やむを得ない理由により、事前に諮ることができなかった対象事項については、その理由及び対象事項の内容について、市民参加制度審査会に報告し、公表するものとしますというただし書がございますので、この部分でご対応いただければというふうには思いますけれども。

【牧瀬稔会長】その条文を適用させると、今回どういうふうになるんですか。適当なのか条件付なのかという。

【市民協働課・新倉良枝課長】市民参加の方法としては適当かどうかという部分で見ただけだと、適当というご判断でよろしいのかと思うんですけれども、ただし、諮っていないかったという部分については、担当課のほうも報告をさせていただいていますので、それを載せての公表という形で対応していただくということではいかがでしょうか。

【牧瀬稔会長】石田委員、どうでしょうか。

【石田晴美委員】ごめんなさい。やむを得ないということには当たらないと思いますし、さらに諮らなかつたんだったら、事後で即報告というのもなかつたと思いますので、そうですね。できなかつたら、事後速やかに報告が趣旨だと思うんですよ。

ルールがなかつたというよりは、きちんとそういうルールがあつたわけですから、これはやっぱり私は条件付適当。市民参加の内容としては、適当なので、これは条件付適当かなと。

今後も何かあつたときに、何でもかんでもやむを得ないというふうになってしまう。あるいは事後報告も、1年近くたつてからということになると、できないんだつたら、すぐに報告だと思いますし、できないことはないだろうというのがあるので、私はあくまでも条件付適当です。ただ皆さんのご意見には合わせます。

【市民協働課・新倉良枝課長】事務局としては、こういった事例が出ないように、改めて周知

徹底を図るということが必要なことかと思っておりますので、それを事務局としては対応させていただきますと思います。

【牧瀬稔会長】ということは条件付適当。

【市民協働課・新倉良枝課長】はい。

【牧瀬稔会長】ちなみに事前相談はあったんですか、事務局のほうに。

【市民協働課・今野仁介主事】再度確認をいたしました、昨年第1回の審査会終了した8月末頃に情報提供があったという状況のようです。事務局もその時点では事情を承知しておりましたので、どのような方向性にするかということも含め、事務局も認識が違ったところがございました。

【牧瀬稔会長】何となくですけれども、子育て支援課の案件としての評価が条件付適当ということに加えて、事務局の対応にも問題があったかなという気がしますので、そこも含めて書いておいてもらえればなど。

ではこちらは事務局の対応を求めながら条件付の適当に変えたいと思います。

【市民協働課・今野仁介主事】今の話の補足で、事務局側にも問題がありました。審査会が従来、夏の7、8月、次が3月の計2回という形で開催している中で、やはり審査会の間に急遽で事業を進めるという意思決定があった案件については、再びこの度のような状況になりかねないと思っています。

今後の対応策としまして、適当な形で市民参加、例えば懇話会とパブコメをやるという流れが事務局として把握できましたら、調査書に落とし込んで、審査会に諮る形にして皆様に共有させていただくということよろしいですか。例えばメール、書面とするかは事務の話ですけれども、そういった形で情報共有させていただいてよろしいですか。

【牧瀬稔会長】情報共有レベルなのか、あるいはこの審査会に諮るのか。

【市民協働課・今野仁介主事】そうですね。なので、そこの中でちょっとアドバイスといいますか、手法について助言がありましたらご意見くださいという形を取らせてもらって、本当の評価、次の審査の場においてしっかり評価していただくという流れを考えて、現段階ではいまず、事務局としては。

【牧瀬稔会長】先に情報提供しておいて、当日、事後でやるという。

【市民協働課・今野仁介主事】そんなイメージで皆様、よろしいですか。

【牧瀬稔会長】石田委員、お願いします。

【石田晴美委員】情報共有ということではなくて、急ぎの案件だったら書面審議でいいのでは

ないでしょうか。調査書に落とし込んでもらって、書面審議で、質問があれば受けてもらって、いつまでに回答という書面審議で十分オーケーだと思いますけれども。

【牧瀬稔会長】ちなみにですけれども、事務局的に言うと、謝金をもらうんです。その後ですよ。ただ謝金を用意していないといけないので、だから書面審議にしちゃうと、謝金が出せないみたいなことなのかなと勝手に思っているんですけれども。そうなんです。

だから、例えば緊急の案件については、書面審議については謝金は受け取ることができるのかな、分からないですけれども、なんかそこだけかななんて。

私は書面審議のほうがいいと思うんです。しっかり審査の形をとった方がいいかなと思っていまして、ただ行政の立場に立って考えると、謝金の問題とかの話になっちゃうので、はい。

【市民協働課・新倉良枝課長】なるべくこういった件数を減らす努力をした上で、ちょっとその辺については、少し調整をさせていただきたいと思います。審議にするのかどうかというところで。

【牧瀬稔会長】実は私も審議したほうがいいと思っていますので。こちらについては、ほかの先生方どうでしょう。委員の方、ご意見とか。一応、私とか、多分石田先生は書面審議でやったほうがいいのかという立場なんですけれども、こっちの都合もあると思いますので、どうでしょうか。

釘持委員、何かご意見ございますか。

【釘持麻衣委員】今の点ですけれども、私も書面審議でせつかくなのでやったほうがいいのかなどというふうには思いましたので、謝金どうこうというのはあまりあれですけれども、そうですね、ちょっと1週間ぐらい期間を設けていただければ、十分確認できる内容かと思っておりますので、一応そのように考えております。

【牧瀬稔会長】その流れでよろしいですか。じゃ、一応書面審議ということで検討していただいて、お願いします。

あともう1点です。もう1点、事務局と立ち話をされていて、審査の負荷が大きいという話です。今回5分間ということですよ。結構5分間だと、なかなか私も意見を言わずに回すことが精一杯になってしまうので、その方向性なんかもう少し考えてもいいかなということを思っています。今日この場で考えるということではできませんので、次回3月までに幾つか案を出していただいて、次回、意見交換は今後どうするかについてやっていきたいなと思います。

それについて、もし何か補足があれば。

【市民協働課・今野仁介主事】はい。お時間ない中、大変恐縮ですけれども、アイデアベース

ですが、審査の方法についてのご相談です。他の自治体に市民参加に関する審査会の実施方法を伺いますと、例えば今回21案件ございますけれども、委員の皆様は案件数等と状況を書面でお送りした後、5件、6件とか聞きたい案件をピックアップしていただき、審査会当日に指定のあった担当課をお呼びして、ご説明したうえで審査する方法をもあるようです。

確かこれは厚木市の方法と会長から伺いましたが、そういった他市町の事例も研究させていただきまして、しっかりと審議いただいたうえで、新たな市民参加の手法の検討を行うとか、ある種前向きなお話もできればという趣旨ですので、次回の審査会までアイデアを固めていきたいと思っております。

【牧瀬稔会長】なので、今回はその件もちょっと意見交換したいと思っておりますので、よろしくお願ひできればと思います。

あと事務局のほうで何かありますか。特にないですか。

【市民協働課・今野仁介主事】そうですね。今日は皆様にご協力いただきまして、円滑に審議を行えましたので、今後追って答申、会議録の照会させていただこうと思っております。

以上です。

【牧瀬稔会長】ほかの委員の方、何かございますか。よろしいですか。

それでは、令和5年度第1回逗子市市民参加制度審査会を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

— 了 —